

国立大学法人京都大学外国人教師就業規則新旧対照表

改正前		改正後																																																
<p>(前 略)</p> <p>第6条 } 2 } (略) 3 } 4 } 5 期末手当及び勤勉手当の額は、給与規程第28条から第31条までの規定を準用して得られた額とする。この場合において、準用する給与規程の規定は、当該事業年度の初日において教職員に適用されるもの（当該事業年度途中の同規定の改正により当該初日に遡及して改正規定が適用される場合にあつては、当該改正前の規定）とし、同規程第28条第4項の役職段階別加算適用表に規定する加算割合は、同表の規定にかかわらず、100分の15とする。 (中 略)</p>		<p>第6条 } 2 } (同 左) 3 } 4 } 5 }</p>																																																
			<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の日の前日において外国人教師として雇用していた者を引き続き外国人教師として雇用する場合及び改正前の規定により外国人教師として雇用することが予定されている場合で総長が特に必要と認める場合における当該者に係る改正後の別表第3の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項に該当する者の勤勉手当の額の総額に関し第6条第5項の規定により給与規程第31条第3項の規定を準用する場合において、同項中「100分の72.5」とあるのは「100分の70」と読み替えるものとする。 (中 略)</p>																																															
<p>別表第3 外国人教師の俸給月額・都市手当表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th>俸給月額</th> <th>都市手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>346,000 円</td> <td>34,600 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>393,000 円</td> <td>39,300 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>441,000 円</td> <td>44,100 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>486,000 円</td> <td>48,600 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>530,000 円</td> <td>53,000 円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>574,000 円</td> <td>57,400 円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>609,000 円</td> <td>60,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p>	号俸	俸給月額	都市手当	1	346,000 円	34,600 円	2	393,000 円	39,300 円	3	441,000 円	44,100 円	4	486,000 円	48,600 円	5	530,000 円	53,000 円	6	574,000 円	57,400 円	7	609,000 円	60,900 円		<p>別表第3 外国人教師の俸給月額・都市手当表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th>俸給月額</th> <th>都市手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>328,000 円</td> <td>32,800 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>373,000 円</td> <td>37,300 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>419,000 円</td> <td>41,900 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>458,000 円</td> <td>45,800 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>496,000 円</td> <td>49,600 円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>534,000 円</td> <td>53,400 円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>558,000 円</td> <td>55,800 円</td> </tr> </tbody> </table>	号俸	俸給月額	都市手当	1	328,000 円	32,800 円	2	373,000 円	37,300 円	3	419,000 円	41,900 円	4	458,000 円	45,800 円	5	496,000 円	49,600 円	6	534,000 円	53,400 円	7	558,000 円	55,800 円
号俸	俸給月額	都市手当																																																
1	346,000 円	34,600 円																																																
2	393,000 円	39,300 円																																																
3	441,000 円	44,100 円																																																
4	486,000 円	48,600 円																																																
5	530,000 円	53,000 円																																																
6	574,000 円	57,400 円																																																
7	609,000 円	60,900 円																																																
号俸	俸給月額	都市手当																																																
1	328,000 円	32,800 円																																																
2	373,000 円	37,300 円																																																
3	419,000 円	41,900 円																																																
4	458,000 円	45,800 円																																																
5	496,000 円	49,600 円																																																
6	534,000 円	53,400 円																																																
7	558,000 円	55,800 円																																																